

## 令和6年4月農業委員会総会議事録

日 時 令和6年4月30日（火曜日） 議事開始 午前9時30分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

### 出席委員

【農業委員】 稲田 優 竹下 助範 森永 良仁 新原 正次  
岩屋 美智子 田中 雄策 前原 幸太郎 田上 みゆき

【推進委員】 宮田 吉人 増田 賢造 津口 えりこ 坂元 清美  
下原 小枝子 山野 真澄 杉元 義男 中津 ゆみ子  
中津 富夫 米倉 千春 山口 長徳 鶴田 幸一  
吐師 伸次郎 吉田 尚美 上村 ゆかり

### 欠席委員

【農業委員】 山下 正成 栗下 章二

【推進委員】 土器 三紀夫 園田 義保

### 事務局職員

事務局長 木原 俊一郎 事務局長補佐 川上 大輔  
農地調整係長 塩入 友之 農地調整係主査 大園 あけみ  
農地調整係主査 宮原 直子 農地調整係主査 田中 美千代  
農地調整係主任主事 馬越脇 浩

議 題

- 報告第 1号 農地等の合意解約について
- 報告第 2号 農地法第3条の規定による許可の返戻について
- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 2号 農用地利用集積計画について
- 議案第 3号 農用地利用集積等促進計画について
- 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について

事務局長 ただいまから令和6年4月定例農業委員会総会を開催いたします。  
委員の皆様のご起立をお願いいたします。  
一同礼。  
おはようございます。ご着席ください。  
初めに、挨拶並びに会務報告をお願いいたします。  
会長よろしく申し上げます。

稲田議長 (あいさつ、会務報告)  
次に、委員の出席状況を報告いたします。  
園田委員、栗下委員、山下委員、土器委員から本日の会議に欠席する旨の届け出がありましたので報告いたします。よって、ただいまの出席者は、農業委員8名、農地利用最適化推進委員15名で定足数に達しております。  
これより会議を開きます。議事に入る前に、議事録署名委員に新原委員と前原委員を指名いたします。  
それでは、ただいまから今月の議事に入ります。  
報告第1号並びに報告第2号、議案第1号から議案第4号までを一括議題とします。事務局長に議案の朗読をお願いいたします。

事務局長 (議案朗読)  
以上ご審議方よろしく申し上げます。

稲田議長 はい。議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第1号、「農地等の合意解約について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 議長。

稲田議長 はい、事務局。

事務局 それでは、報告第1号、「農地等の合意解約について」ご説明いたします。議案書1ページをお開きください。今月の合意解約件数は、31件です。2ページをご覧ください。令和6年4月分の合意解約一覧につきましては、ご覧の通りでございます。今月の総会案件と

関連がないものについて順番にご説明いたします。まず、整理番号1番ですが、これは高齢化のため解約するものです。次のページになります。整理番号14番、これも高齢化のため解約するものです。次、整理番号16番及び17番は自作するため解約するものです。次、整理番号18番から21番まで、これは今後売却する予定のため解約するものです。以上、ご報告いたします。

稲田議長

はい、ただいま説明が終わりました。質疑はありませんか。

(質疑なし)

稲田議長

質疑がないようですので、次に、報告第2号、「農地法第3条の規定による許可の返戻について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議長

稲田議長

はい、事務局。

事務局

議案書5ページ、報告第2号、「農地法第3条の規定による許可の返戻について」ご報告いたします。今月の許可返戻件数は、2件であります。次の6ページをご覧ください。

まず、所有権移転の整理番号1番、場所は大字〇〇になります。地目、面積は、田1筆、1,394平米です。これについては、令和6年3月の総会で審議され、同月の28日付で許可されましたが、許可返戻の理由欄に記載の通り、引き続き個人で利用することとしたため、許可書を返戻するものです。次、整理番号2番、場所は大字〇〇になります。地目、面積は、畑1筆、416平米です。これについては、令和6年の2月総会で審議され、同月の29日付で許可されましたが、許可返戻の理由欄に記載の通り、譲受人を誤って申請していたため、許可書を返戻するものです。なお、これについては後ほど説明いたします、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、9ページの整理番号4番で、再度当該農地の売買の許可申請がありました。以上、ご報告いたします。

稲田議長

説明が終わりました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

稲田議長

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」、を議題とします。事務局から説明お願いいたします。

事務局

はい、議長。

稲田議長

はい、事務局。

事務局

議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明いたします。7ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転14件、権利の設定1件、計15件となります。申請人の住所、氏名は省略して、申請内容については概略をご説明いたします。次の8ページになります。

整理番号1番、田1筆、1,210平米の贈与です。

整理番号2番、田1筆、865平米の売買です。価格は、〇〇円です。備考欄の通り、山口委員の掘り起こしとなります。

整理番号3番、次の9ページまでになります。田3筆、3,833平米の贈与です。

整理番号4番、次の10ページまでになります。畑2筆、443平米の売買です。価格は、総額〇〇円です。

整理番号5番、畑1筆、2,152平米の売買です。価格は、〇〇円です。備考欄の通り、増田委員の掘り起こしとなります。

整理番号6番、畑1筆、912平米の売買です。価格は、〇〇円です。

整理番号7番、次の11ページまでになります。畑1筆、469平米の売買です。価格は、〇〇円です。

整理番号8番、畑2筆、1,147平米の売買です。価格は、〇〇円です。

整理番号9番、次の12ページまでになります。畑3筆、1,494平米の売買です。価格は、〇〇円です。

整理番号10番、次の13ページまでになります。田2筆、2,804平米の売買です。価格は、〇〇円です。

整理番号11番、田1筆、452平米の贈与です。

整理番号12番、次の14ページまでになりますが、まずは訂正をお願いします。譲渡人の年齢が〇〇歳となっていますが、正しく〇は〇〇歳です。申し訳ありません。続けます。

整理番号12番、田3筆、畑1筆、計4筆、6,912平米の売買です。価格は、〇〇円です。

整理番号13番、田1筆、978平米の贈与です。次の15ページになります。

整理番号14番、田1筆、503平米の売買です。価格は、〇〇円です。

続きまして、次の16ページ、権利の設定になります。

整理番号1番、田3筆、1,555平米での使用貸借です。備考欄の通り、竹下委員の掘り起こしとなります。

以上、所有権移転14件、権利の設定1件、計15件です。ご審議方よろしく願いいたします。

稲田議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。

議案第1号においては、各担当委員等に現地確認等をしていただいております。土地の現地確認と申請人の確認の状況について、各委員から報告をしていただきます。まず、所有権移転、整理番号1番の土地及び申請人、受け人の報告を、竹下会長代理をお願いいたします。

竹下会長代理

はい、議長。

稲田議長

竹下会長代理。

竹下会長代理

それでは、整理番号1番についてご説明いたします。農地の方から説明します。申請する位置は〇〇自治会内にございます。〇〇という地区でございます。基盤整備はされておられません。農地の形状は

まあまあ良い方です。現在は耕起してありまして、一部に露地野菜等を植えてあるというところでした。周辺一帯は宅地と山林で、宅地が結構建っているところですよ。日照、接道、用排水に関しては良好です。申請地の作付状況としましては、露地野菜というところですよ。受け人に関しましては、この受け人は〇〇の方に居住していましたが、今度、〇〇の方に帰ってきて営農をやっていくという、新規就農みたいな形になっております。申請人、受け人の自治会は〇〇自治会、営農状況としましては現在のところは兼業でやってると。渡し人との関係に関しては、今居住している家を帰ってきたことで家の購入をしたわけですが、この農地は前所有者の持ち物でした。家の購入に伴ってこの土地を作るんだったらあげるよというような話だったそうです。喜んでおりました。後継者はまだ子供ですが、おります。取得後の利用状況としましては、畑として利用して露地野菜を作っていくと。畦畔の管理等は良好でございます。地域との調和に関しても問題はないと判断をいたしました。以上です。ご審議方をよろしく願いいたします。

稲田議長

はい、ご苦労様でした。引き続き、整理番号2番の土地及び申請人「受人」の報告を、山口委員にお願いいたします。

山口委員

はい、議長。

稲田議長

山口委員。

山口委員

それでは、整理番号2番についてご報告をいたします。申請地は、〇〇自治会内にあります。申請農地は基盤整備済みで、周辺一帯は基盤整備の水田であります。受け人の営農状況について申し上げます。稲作と繁殖牛の複合経営です。後継者もいます。もう数年でございますが、勤めをしておりまして、退職後、後を継ぐということでございます。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いており、問題ないと判断をいたしました。皆様方のご審議をお願いいたします。以上です。

稲田議長 はい、ご苦労様でした。次に、所有権移転、整理番号3番の土地の報告を米倉委員に、申請人、受け人の確認は園田委員がされましたので、報告は、事務局よりお願いいたします。まずは、米倉委員にお願いいたします。

米倉委員 はい、議長。

稲田議長 はい、米倉委員。

米倉委員 はい。整理番号3番の農地について報告いたします。この3番の農地は合計3筆になっております。申請農地は、〇〇地区内にあります。基盤整備済みの水田地帯ですが、周辺には住宅も見受けられません。農地の形状ですが、概ね良好ですが、住宅に接している水田の一部に梅の木などの植栽がしてありました。3筆とも日照、接道、用排水は良好です。以上、報告いたします。

稲田議長 はい、ご苦労さまでした。続きまして、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。

稲田議長 はい、事務局。

事務局 整理番号3番の受け人について、園田委員の調査報告を代読します。受け人は、〇〇自治会に居住しており、営農状況としては、〇〇業を営みながら稲作を栽培する兼業農家です。渡し人との関係は、受け人の妻の叔母に当たります。後継者はおり、農地取得後は田として稲作を栽培予定です。所有農地の畦畔の管理は良好で、用水路管理や農薬の適正使用など、地域との調和も良好であります。皆様のご審議方よろしく申し上げます。以上、代読により報告いたします。

稲田議長 はい、ご苦労様でした。次に、所有権移転、整理番号4番の土地を、中津ゆみ子委員に、また、申請人、受け人の確認は、園田委員がされましたので、報告は事務局よりお願いいたします。まずは、中津委員にお願いいたします。



中津委員 議長。

稲田議長 はい、中津委員。

中津委員 整理番号4番の農地、計2筆について報告します。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで周辺一帯は宅地と畑が混在した場所です。日照、接道、用排水は良好です。以上、報告します。

稲田議長 はい、ご苦労様でした。次に、事務局をお願いいたします。

事務局 はい、議長。

稲田議長 はい、事務局。

事務局 整理番号4番の受け人について、園田委員の調査報告を代読します。受け人は、〇〇自治会に居住しており、営農状況としては稲作、露地野菜、粗飼料を栽培しながら、後継者が経営する農地法人の社員としても農業に従事しております。農地取得後は、同じく畑として露地野菜、または粗飼料を栽培する予定であります。農地所有の畦畔の管理は良好で、用水路管理や農薬の適正使用など、地域との調和も良好であります。皆様のご審議方よろしく申し上げます。以上、代読により報告いたします。

稲田議長 はい、ご苦労様でした。次に、所有権移転、整理番号5番の土地及び申請人、受け人の報告を、増田委員をお願いいたします。

増田委員 はい、議長。

稲田議長 はい、増田委員。

増田委員 申請人、受け人、申請農地の両方について報告いたします。整理番号5番について、申請農地及びその周辺の状況ですが、申請地は、〇〇自治会内にあり、周囲は宅地と水田が広がっている区画です。現在まで遊休農地として農地パトロールで指導してきた農地ですが、受け人が畑として改良するということです。受け人の営農状況ですが、園芸と畜産の複合経営です。地域との調和について、譲受人は専業農家で後継者もおり、所有農地の管理も行き届いており、問題ないと判断します。審議方をお願いいたします。

稲田議長 はい、ご苦労様でした。次に、所有権移転、整理番号6番から9番は、申請人、受け人が同一であります。また、申請地がひとまとまりになっているため、所有権移転、整理番号6番から9番までの土地を一括して竹下会長代理に、申請人、受け人については事務局に報告をお願いいたします。まずは、竹下会長代理をお願いいたします。

竹下会長代理 はい、議長。

稲田議長 はい、竹下会長代理。

竹下会長代理 それでは6番から9番までまとめて報告いたします。農地が全部くっついていまして、一緒くたんになっている場所でした。場所としましては、北部農免道路沿いにありまして、毘沙門の滝の1キロぐらいですかね、手前の方にございます。基盤整備はされておられません。農地の形状は良いところもありますけど、変形になってるところもある。まあ、まとまっていれば一緒くたんに使えるのかなと思います。申請農地周辺は、畑、山林、宅地というようなところですよ。日照、接道、用排水に関しては良好でございます。すべての農地が完全に遊休化しておりまして、雑草が生い茂ってございました。ここを畑として今後使用していくのは大変なことだろうなというようなふうに感じました。この受け人は建設会社の社長さんであると聞きましたが、この申請農地のすぐ隣が、その建設会社の資材置き場になっております。本当に畑として開墾してやるのかなと疑問を持ちながら見てきたところでございます。なにしろその現状はものすごい遊休化した雑草の中であるいうところですよ。農地に関しては以上です。

稲田議長 はい、ご苦労様でした。次に、事務局をお願いいたします。

事務局 はい、議長。

稲田議長 はい、事務局。

事務局 整理番号6番から9番まで譲受人が同一人のため、まとめてご報告します。譲受人が市外者のため事務局からの説明であります。申請

人は、今ありましたように、小林市に在住しておりますけれども、勤務は今回の申請農地の地区内にある建設会社の代表取締役であります。営農状況としましては、えびの市では新規就農者となりますけれども、小林では備考欄の通り畑15アールやトラクター、管理機、動墳、軽トラックなど必要な農機具を所有しております。後継者はいないようです。今回はこの整理番号6番から9番までの計7筆の畑を取得する申請であります。その取得後は、なすび、トマト、かぼちの露地野菜を栽培する予定となっております。地域との調和については、地域で定期的に行われる水路清掃や除草作業などに参加し、周辺農家とも協力しながら農地の管理に努め、また、有害鳥獣対策にも積極的に協力するとの申請であり、特に問題ないと判断します。皆様のご審議方お願いします。

稲田議長

はい、ご苦労さまでした。次に、所有権移転、整理番号10番の土地を、森永委員に、申請人、受け人の報告を事務局にお願いします。まずは、森永委員にお願いします。

森永委員

はい、議長。

稲田議長

はい、森永委員。

森永委員

まず農地の場所なんですけれども、〇〇の自治会内にあります。基盤整備は区画整理田となっております。若干、田の形が台形にはなっておりますけれども、排水をまたいで北と南に台形の形であります。周辺の状況ですけれども、ほとんどが田んぼでございます。日照、接道、用排水について良好でございます。作付については水稻の予定でございます。何ら問題ないかと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

稲田議長

はい、ご苦労様でした。次に、事務局にお願いいたします。

事務局

はい、議長。

稲田議長

はい、事務局。

事務局

整理番号10番、譲受人が市外者のため、調査報告を事務局から説

明します。申請者は小林市に在住しておりますが、申請者の農家世帯は市内で水稲及び露地栽培を行っており、青果店も経営していますが、申請者の二世代上の親族を含み、親族三世代でその経営に携わっています。現在のところ後継者はいないようです。申請農地の取得後は水稲を作付する予定となっております。この世帯が所有する農地の畦畔の管理については良好であり、地域との調和についても特に問題ないと判断します。皆様のご審議方お願いいたします。

稲田議長

はい、ご苦労様でした。次に、所有権移転、整理番号11番の土地及び申請人、受け人の報告を、山野委員にお願いいたします。

山野委員

はい、議長。

稲田議長

はい、山野委員。

山野委員

はい。整理番号11番について報告いたします。申請地及びその周辺の状況は、〇〇自治会内にあり、基盤整備はされておらず遊休農地でありました。南側は一部山林で、周辺一帯は水田です。受け人の営農状況は兼業農家で、現在のところ後継者はおりません。受け人と渡し人の関係は同地区内の知人です。申請地は、接道、用排水がなく、受け人の隣接農地であったことから、1枚にされて行き来可能となり、管理も行き届いており問題ないと判断いたします。皆様のご審議方をお願いいたします。

稲田議長

はい、ご苦労様でした。次に、所有権移転、整理番号12番の土地及び申請人、受け人の確認は山下委員がされましたので、事務局に報告をお願いします。

事務局

はい、議長。

稲田議長

はい、事務局。

事務局

整理番号12番の農地について、山下委員の調査報告を代読します。まず、申請農地の場所ですが、〇〇自治会内で基盤整備がされており、農地の形状は三角形や台形であり、やや良好な状況です。申請農地周辺は田や畑であり、日照、接道、用排水は良好でありま

す。現在の申請農地の作付状況は、水稻や野菜を栽培して管理されております。続きまして、受け人について代読いたします。受け人は、〇〇自治会に居住しており、営農状況としては、稲作、露地野菜を栽培している専業農家ですが、後継者はいないようです。渡し人とは同級生の友人関係であり、以前から贈与と言われていたようです。農地取得後は、田及び畑として稲作栽培や野菜栽培として利用する予定です。所有農地の畦畔は良好な状態であり、用水管理や農薬の適正使用など、地域との調和も良好であります。皆様のご審議方よろしく申し上げます。以上、代読により報告いたします。

稲田議長

はい、ご苦労様でした。次に、所有権移転、整理番号13番の土地及び申請人、受け人の報告を、上村委員にお願いいたします。

上村委員

はい、議長。

稲田議長

はい、上村委員。

上村委員

整理番号13番について報告します。申請地は、基盤整備はされていません。〇〇の馬頭観音の上り口にあり、周囲も水田です。50メートルほど山手にため池があり、用水路管理もきちんとされています。受け人は、渡し人の孫になり、団体職員と稲作主体の兼業農家です。同じ敷地に三世代が住まわれていて、地域との調和についても所有農地の管理も行き届いており、適切と判断します。皆様のご審議方をお願いします。

稲田議長

はい、ご苦労様でした。次に、所有権移転、整理番号14番の土地及び、申請人受け人の報告を、下原委員にお願いいたします。

下原委員

はい、議長。

稲田議長

はい、下原委員。

下原委員

はい。整理番号14番の受け人と農地についてご報告いたします。申請地及びその周辺の状況は、宅地と水田で混在した場所です。申請地は、〇〇公民館の東側にあつて、基盤整備されてなく、形状は長方形です。日照、接道、用排水は問題ありません。受け人の営農状

況は、稲作と繁殖牛の複合経営で後継者もいます。地域との調和については、営農も一生懸命取り組まれ、所有農地の管理も行き届いており問題ないと判断します。皆様のご審議方をお願いします。

稲田議長

はい、ご苦労さまでした。次に、権利の設定、整理番号1番の土地及び申請人、受け人の報告を、竹下会長代理にお願いいたします。

竹下会長代理

はい、議長。

稲田議長

はい、会長代理。

竹下会長代理

はい。それでは権利の設定、使用貸借ですけども、説明をいたします。農地は、〇〇自治会内にあります。〇〇の〇〇地区です。基盤整備はされておられません。農地の形状は悪いです。周辺一帯は田、南側に少し竹林があります。日照、接道、用排水に関しては良好でございます。申請農地の作付状況、今まではですね、前所有者が牛を飼っておられましたが、体調を崩されて牛を手放したということです。そのために飼料作物の栽培をされてたところでございます。受け人に関しまして報告しますが、受け人は〇〇の自治会です。営農状況としましては、新規に移住してきた家族でございます。今のところ、まだ働きながら農業をやっていくということです。渡し人との関係は農業委員の紹介という形になっております。後継者はおります。取得後の利用状況としましては、田として利用していくと。周囲農地の畦畔の管理は良好でございます。地域との調和も協力してやっていくということでした。飼料作物等をずっと何年も作ってきた農地でございます、実は水の取り入れ口とか排水口、それから畦等がもう全然なくてですね、その辺の作業を手伝いながら3日間かけて田んぼとして利用できるような形にしました。これから一生懸命頑張っていくということでございました。以上、報告いたします。

稲田議長

はい、ご苦労様でした。各委員の説明が終わりました。続きまして事務局より判断根拠の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。

稲田議長 はい、事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第5号まで、事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。農地法第3条第2項第6号につきましては、委員の皆様から事前調査の報告がありました通り、地域との調和要件など問題はないということでございます。したがって、計15件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上、ご報告いたします。

稲田議長 はい、ご苦労様でした。ただいま各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第1号の審議に入ります。なお、所有権移転、整理番号11番の譲受人は、〇〇委員の同居する親族であります。所有権移転、整理番号11番については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員の退席をお願いいたします。

(〇〇委員退席)

稲田議長 ただいまから、所有権移転、整理番号11番について審議します。所有権移転、整理番号11番について、各委員の質疑を求めます。質疑ありませんか。

(質疑なし)

稲田議長 質疑がないようですので、所有権移転、整理番号11番の質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第1号、所有権移転、整理番号11番は、原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長 はい、全員賛成と認めます。よってお諮りの通り決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

稲田議長 それでは、整理番号11を除く議案第1号の審議に入ります。  
各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(質疑なし)

稲田議長 これも質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。所有権移転、整理番号11番を除く議案第1号は原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長 はい、全員賛成と認めます。よってお諮りの通り決定いたします。ここで休憩に入りたいと思います。休憩いたします。10時30分までとします。

(午前10時18分から10時30分まで休憩)

稲田議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第2号、「農用地利用集積計画について」、を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、議長。

稲田議長 はい、事務局。

事務局 議案第2号、「農用地利用集積計画について」、説明いたします。17ページをご覧ください。今月の計画件数は、所有権移転12件となっております。申出人の住所、氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。また、法人の場合は年齢が空欄となります。18ページです。

整理番号1番、田1筆、3,488平米の売買です。価格は、〇〇円です。

整理番号2番、畑1筆、2,354平米の売買です。価格は、〇〇円です。

整理番号3番、18ページから20ページです。田6筆、3,887平米の売買です。価格は、〇〇円です。



整理番号4番、20ページです。田1筆、2,516平米の売買です。価格は、10アール当たり〇〇円です。鶴田委員の掘り越しです。

整理番号5番、田1筆、2,540平米の売買です。価格は、〇〇円です。21ページです。

整理番号6番、田2筆、4,953平米の売買です。価格は、〇〇円です。

整理番号7番、田1筆、2,966平米の売買です。価格は、〇〇円です。山下委員の掘り起こしです。22ページです。

整理番号8番、1筆、1,180平米の売買です。価格は、〇〇円です。

整理番号9番、田1筆、306平米の売買です。価格は、〇〇円です。

整理番号10番、畑1筆、1,729平米の売買です。価格は、〇〇円です。

23ページです。

整理番号11番、田2筆、1,816平米の売買です。価格は、〇〇円です。増田委員の掘り起こしです。

整理番号12番、田2筆、893平米の売買です。価格は、〇〇円です。増田委員の掘り起こしです。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、利用権設定等を受ける者が、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いたします。

稲田議長

はい。ご苦労さまでした。ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第2号の審議に入ります。なお、所有権移転、整理番

号2番の譲受人は、〇〇委員が〇〇である〇〇であります。よって所有権移転、整理番号2番については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

稲田議長 ただいまから、所有権移転、整理番号2番について審議します。所有権移転、整理番号2番について、各委員の質疑を求めます。質疑ありませんか。

(質疑なし)

稲田議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。所有権移転、整理番号2番は、原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長 はい、全員賛成と認めます。よって、お諮りの通り決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

稲田議長 それでは、所有権移転、整理番号2番を除く議案第2号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

稲田議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。所有権移転、整理番号2番を除く議案第2号は、原案の通り承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長 はい、全員賛成と認めます。よって、お諮りの通り決定いたします。よって、議案第2号については、原案の通り決定した旨を市長に通知します。

次に、議案第3号、「農用地利用集積促進計画について」、を議題とします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。

稲田議長

はい、事務局。

事務局

それでは、議案第3号、「農用地利用集積等促進計画について」、説明いたします。今月の計画件数は、50件です。申出人の住所、氏名、借賃、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。別紙の資料をご覧ください。

26ページをご覧ください。

整理番号1番、田3筆、1,003平米の使用貸借です。吐師委員の掘り起こしです。

整理番号2番、田1筆、1,477平米の賃貸借です。

整理番号3番、田4筆、2,440平米の賃貸借です。

整理番号4番、田2筆、2,745平米の使用貸借です。

整理番号5番、田1筆、1,298平米の賃貸借です。

整理番号6番、畑3筆、2,958平米の賃貸借です。

整理番号7番、田1筆、2,443平米の賃貸借です。増田委員の掘り起こしです。

整理番号8番、畑1筆、1,412平米の賃貸借です。

27ページをご覧ください。

整理番号9番、畑1筆、1,623平米の賃貸借です。

整理番号10番、田7筆、7,059平米の賃貸借です。

整理番号11番、田1筆、988平米の賃貸借です。

整理番号12番、田1筆、776平米の賃貸借です。

整理番号13番、田3筆、4,067平米の賃貸借です。

整理番号14番、畑1筆、3,464平米の使用貸借です。前原委員の掘り起こしです。

整理番号15番、田2筆、2,856平米の賃貸借です。

28ページをご覧ください。

整理番号16番、田3筆、4,729平米の賃貸借です。

整理番号17番、田1筆、1, 576平米の賃貸借です。

整理番号18番、田1筆、2, 264平米の賃貸借です。

整理番号19番、田3筆、2, 389平米の賃貸借です。

整理番号20番、田2筆、3, 990平米の賃貸借です。

整理番号21番、田4筆、5, 255平米の賃貸借です。

整理番号22番、田1筆、1, 978平米の賃貸借です。

29ページをご覧ください。

整理番号23番、畑1筆、842平米の賃貸借です。

整理番号24番、田6筆、13, 529平米の賃貸借です。

整理番号25番、田3筆、4, 777平米の賃貸借です。

整理番号26番、畑3筆、14, 209平米の賃貸借です。

整理番号27番、田1筆、2, 540平米の賃貸借です。

整理番号28番、田1筆、2, 842平米の賃貸借です。

整理番号29番、畑1筆、1, 029平米の使用貸借です。

30ページをご覧ください。

整理番号30番、田3筆、1, 819平米の賃貸借です。

整理番号31番、田1筆、909平米の賃貸借です。

整理番号32番、田2筆、1, 043平米の賃貸借です。

整理番号33番、田2筆、5, 102平米の賃貸借です。森永委員の掘り起こしです。

整理番号34番、田2筆、2, 288平米の賃貸借です。森永委員の掘り起こしです。

整理番号35番、田3筆、畑1筆、合計4筆、4, 960平米の賃貸借です。

整理番号36番、田1筆、1, 293平米の賃貸借です。

整理番号37番、30ページから31ページになります。田12筆、18, 999平米の使用貸借です。

整理番号38番、田2筆、1, 537平米の賃貸借です。

整理番号39番、田2筆、3,717平米の賃貸借です。

整理番号40番、31ページから32ページになります。田14筆、18,734平米の賃貸借です。

整理番号41番、田2筆、4,454平米の賃貸借です。

整理番号42番、田1筆、2,089平米の賃貸借です。

整理番号43番、田1筆、1,997平米の賃貸借です。

整理番号44番、32ページから33ページになります。田8筆、5,238平米の賃貸借です。

整理番号45番、田1筆、1,025平米の賃貸借です。

整理番号46番、田1筆、981平米の賃貸借です。

整理番号47番、田1筆、1,152平米の賃貸借です。

整理番号48番、田1筆、869平米の賃貸借です。

整理番号49番、田1筆、2,524平米の賃貸借です。

整理番号50番、田9筆、5,606平米の賃貸借です。

以上、本計画において、賃借権の設定等を受ける者は、賃借権の設定等を受けた後に農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、及び農作業に常時従事することなど、何ら問題ないと考えます。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

稲田議長

はい、ご苦労様でした。事務局の説明が終わりました。これより議案第3号の審議に入ります。整理番号5番の受け手は、〇〇委員の同居する親族であります。整理番号5番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

稲田議長

それでは、整理番号5番について、各委員の質疑を求めます。質疑ありませんか。

(質疑なし)

稲田議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたしま

す。整理番号5番は、原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長

はい、全員賛成と認めます。よって、お諮りの通り決定いたします。

〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

稲田議長

次に、整理番号43番の受け手は、〇〇委員であります。整理番号

43番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、〇

〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

稲田議長

それでは、整理番号43番について、各委員の質疑を求めます。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

稲田議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたしま

す。整理番号43番は、原案の通り承認することに、賛成の委員の

挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長

全員賛成と認めます。よってお諮りの通り決定いたします。

〇〇委員の退席を解きます。退席が続きますけれども、よろしくお

願いいたします。

次に、整理番号44番の受け手は、〇〇委員の同居する親族であり

ます。整理番号44番は、農業委員会等に関する法律第31条の規

定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員の退席

をお願いします。

(〇〇委員退席)

稲田議長

それでは、整理番号44番について各委員の質疑を求めます。質疑

ありませんか。

(質疑なし)

稲田議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。整理番号44番は、原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長 はい、全員賛成と認めます。よってお諮りの通り決定いたします。

〇〇委員の退席を解きます。

次に、整理番号47番の受け手は、〇〇委員の同居する親族であります。同じく〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

稲田議長 それでは、整理番号47番について、各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

稲田議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。整理番号47番は、原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長 全員賛成と認めます。よってお諮りの通り決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

稲田議長 それでは、整理番号5番、43番、44番、47番を除く議案第3号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

稲田議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。整理番号5番、43番、44番、47番を除く議案第3号は、原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長 はい、全員賛成と認めます。よって議案第3号は、お諮りの通り決

定します。また、原案の通り、宮崎県農業振興公社に農用地利用促進計画の作成を要請いたします。

次に、議案第4号、「農地法第5条の規定による許可申請について」、を議題とします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。

稲田議長

はい、事務局。

事務局

議案第4号、「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明します。34ページをお開きください。今月の許可申請件数は、7件です。申請人等の住所、氏名、立地基準については省略させていただきます。35ページです。

整理番号1番、申請地は、大字〇〇、畑1筆、1,566平米を資材置き場、駐車場として申請するものです。権利関係は、賃貸借です。農振区分が農振農用地ですので、原則不許可ですが、一時転用の要件を満たすことから、不許可の例外規定が適用されます。また、備考欄にあります通り、市長の意見書が添付されております。工事期間は、許可日から令和6年8月31日までとなっておりますが、すでに着工しており、追認申請となります。事業費につきましては、土地賃借料〇〇円、造成費〇〇円を自己資金で対応されます。排水は、地下浸透にて処理します。

整理番号2番、申請地は、大字〇〇、畑1筆、765平米を建築設計事務所として申請するものです。権利関係は、売買です。工事期間は、令和6年7月1日から令和6年12月末までとなっております。事業費につきましては、土地購入費〇〇円、造成費〇〇円、建設費〇〇円、計〇〇円を自己資金で対応されます。生活排水については、合併浄化槽にて処理後、南側側溝に処理します。

整理番号3番、申請地は、大字〇〇、田3筆、2,185平米を太陽光発電施設として申請するものです。権利関係は、売買です。工事期間は、許可日から令和6年5月31日までとなっております。事業



費につきましては、土地購入費〇〇円、造成費〇〇円、建設費〇〇円、電気負担金〇〇円、計〇〇円を自己資金で対応されます。排水については、地下浸透にて処理します。

整理番号4番、申請地は、大字〇〇、田1筆、1,556平米を太陽光発電施設として申請するものです。権利関係は、売買です。工事期間は、許可日から令和6年5月31日までとなっています。事業費につきましては、土地購入費〇〇円、造成費〇〇円、建設費〇〇円、電気負担金〇〇円、計〇〇円を自己資金で対応されます。排水については、地下浸透にて処理します。

整理番号5番、申請地は、大字〇〇、畑1筆、994平米を太陽光発電施設として申請するものです。権利関係は、売買です。工事期間は許可日から令和6年5月31日までとなっています。事業費につきましては、土地購入費〇〇円、造成費〇〇円、建設費〇〇円、電気負担金〇〇円、計〇〇円を自己資金で対応されます。排水については、地下浸透にて処理します。

整理番号6番、申請地は、大字〇〇、田1筆、2,074平米を太陽光発電施設として申請するものです。権利関係は、売買です。工事期間は、許可日から令和6年5月31日までとなっています。事業費につきましては、土地購入費〇〇円、造成費〇〇円、建設費〇〇円、電気負担金〇〇円、計〇〇円を自己負担で対応されます。排水については、地下浸透にて処理します。

整理番号7番から10番につきましては、同一譲渡人の申請です。

整理番号7番、申請地は、大字〇〇、田4筆、2,044平米を太陽光発電施設として申請するものです。権利関係は、売買です。工事期間は、許可日から令和6年5月31日までとなっています。事業費につきましては、土地購入費〇〇円、造成費〇〇円、建設費〇〇円、電気負担金〇〇円、計〇〇円を自己資金で対応されます。排水については、地下浸透にて処理します。

整理番号8番、申請地は、大字〇〇、田1筆、1,820平米を太陽光発電施設として申請するものです。権利関係は売買で、工事期間は許可日から令和6年5月31日までとなっています。事業費につきましては、土地購入費〇〇円、造成費〇〇円、建設費〇〇円、電気負担金〇〇円、計〇〇円を自己資金で対応されます。排水については、地下浸透にて処理します。

整理番号9番、申請地は、大字〇〇、田2筆、1,287平米を太陽光発電施設として申請するものです。権利関係は、売買です。工事期間は、許可日から令和6年5月31日までとなっています。事業費につきましては、土地購入費〇〇円、造成費〇〇円、建設費〇〇円、電気負担金〇〇円、計〇〇円を自己資金で対応されます。排水については、地下浸透にて処理します。

整理番号10番、申請地は、大字〇〇、田2筆、1,177平米を太陽光発電施設として申請するものです。権利関係は、売買です。工事期間は、許可日から令和6年5月31日までとなっています。事業費につきましては、土地購入費〇〇円、造成費〇〇円、建設費〇〇円、電気負担金〇〇円、計〇〇円を自己資金で対応されます。排水については、地下浸透にして処理します。以上ご審議方よろしくお願ひします。

稲田議長

はい、ご苦労様でした。事務局の説明が終わりました。議案第4号については、去る4月26日に第1小委員会で審議がされておりますので、ここで、第1小委員会、森永副委員長の方から報告をお願いいたします。

森永第1小委員会副 議長。

委員長

稲田議長

第1小委員会森永副委員長。

森永第1小委員会副  
委員長

それでは、委員長が不在でしたので、私の方から第1小委員会の報告を行います。会長から招集を受けまして、4月26日に委員9名、

事務局3名、計12名の出席のもと、第1小委員会を開催いたしました。今回の議案は、5条申請7件でございます。座って説明をしたいと思います。

議案第4号、農地法第5条申請の整理番号1番についてご説明いたします。譲受人は、今回、畑地地帯総合整備事業の道路側溝改良工事を請け負い、資材置き場、土砂置き場等に使用する適地を探していたところ、譲渡人の所有する申請地の承諾を得たので申請されたものです。場所は、〇〇地区です。〇〇小学校から東南に約1.8キロのところ、畑かん事業が実施されている工事現場に近いところに位置します。申請農地の状況は、東側が道路、西側が農地、北側が道路、南側は山林に接している農振農用地ではありますが、5ヶ月間の一時転用であり、農用地内での一時転用の市長の意見書が添付されており転用が可能となります。農地の影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。申請地には、シラスが入れられ、すでに現場事務所として利用されておりましたので、追認申請となります。

続いて、整理番号2番について説明します。譲受人は、今回建築設計事務所を建設したく、適地を探していたところ、譲渡人の所有する申請地の承諾を得たので申請されたものです。場所は、〇〇地区です。〇〇公民館から東に500メートルの県道、山麓線沿いに位置します。申請地の状況については、雑木や雑草が生い茂っており遊休化していました。東側は宅地、西側、北側は太陽光発電施設、南側は道路に接しております。特に問題は見当たりませんでした。

続いて、整理番号3番について説明します。譲受人は、今回太陽光発電を建設したく、適地を探していたところ、譲渡人の所有する申請地の承諾を得たので申請されたものです。場所は、〇〇地区です。〇〇から東に200メートルの国道221号線沿いに位置します。申請地の状況は、直近まで水田として利用されており、東側は宅地、

西側、南側は農地、北側は道路に接しています。周辺の農地に影響はないと判断しました。その他特に問題は見当たりませんでした。

続いて、整理番号4番について説明します。譲受人は、今回太陽光発電を建設したく、適地を探していたところ、譲渡人の所有する申請地の承諾を得たので申請されたものです。場所は、〇〇地区です。〇〇の南側から東の市道へ入って約250メートルの集団農地の一角に位置します。申請地の状況は、東側、北側は農地、西側は道路、南側は宅地に接しています。周囲の農地に影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続いて、整理番号5番について説明します。譲受人は、今回太陽光発電を建設したく、適地を探していたところ、譲渡人の所有する申請地の承諾を得たので、申請されたものです。場所は、〇〇地区です。〇〇のJR踏切を県道側から北へ渡って、すぐ東へ右折した道路沿いの畑地帯の一角に位置します。申請地の状況は、東側、北側は宅地、西側は農地、南側は道路に接しています。周囲の農地に影響はないと判断しました。その他特に問題は見当たりませんでした。

続いて、整理番号6番について説明します。譲受人は、今回太陽光発電を建設したく、適地を探していたところ、譲渡人の所有する申請地の承諾を得たので申請されたものです。場所は、〇〇地区です。〇〇公民館の北隣に位置します。申請地の状況は、長年耕作されておらず遊休化しており、二段の農地でした。東側、南側は道路、西側は山林、北側は宅地に接しています。周囲の農地の影響はないと判断しました。その他特に問題は見当たりませんでした。

続いて、整理番号7番から10番は同一譲渡人となります。譲受人は、今回太陽光発電を建設したく、適地を探したところ、譲渡人の所有する申請地の承諾を得たので申請されたものです。場所は、〇〇地区です。〇〇から約2キロの国道447号線沿いの西側に下ったところに位置し、まとまっております。

整理番号7番について説明します。申請地の状況は、東側は道路、西側、南側、北側は農地に接しています。周囲の農地に影響はないと判断しました。その他特に問題は見当たりませんでした。

整理番号8番について説明します。申請地の状況は、東側、北側は道路、西側、南側は農地に接しています。周囲の農地に影響はないと判断しました。その他特に問題ありませんでした。

整理番号9番について説明します。申請地の状況は、東側、南側は農地、西側は宅地、北側は道路に接しています。周囲の農地に影響はないと判断しました。その他特に問題は見当たりませんでした。

整理番号10番について説明します。申請地の状況は、東側、南側は農地、西側、北側は道路に接しています。周囲の農地に影響はないと判断しました。その他特に問題ありませんでした。

5条申請は、以上となります。

以上、第1小委員会は、慎重審議しました結果、農地法第5条7件については、全会一致で許可相当と判断しました。皆様のご審議をお願いしまして、第1小委員会の報告を終わります。

稲田議長

はい、ご苦労様でした。続きまして事務局より、判断根拠の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。

稲田議長

事務局。

事務局

判断根拠をご説明します。農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果、問題ございませんでした。基準につきましても小委員会報告にありました通り、問題ないとのことでございます。よりまして、今月の議案第5号の計7件につきましては、転用許可基準を満たしていると判断いたします。以上でございます。

稲田議長

はい、ご苦労様でした。ただいま第1小委員会副委員長及び事務局の説明がありました。

これより議案第4号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。  
質疑ありませんか。

(質疑なし)

稲田議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。議案第4号に対する第1小委員会の判断は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。

お諮りいたします。議案第4号は、原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長

はい、全員賛成と認めます。議案第4号は原案の通り許可相当として知事に意見書を送付いたします。

以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午後0時10分